

議案第17号

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年匝瑳市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第25条 略 第26条 削除	第1条～第25条 略 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子ども教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関する支給認定子ども教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 以下 略